別紙様式第１号（第３条第１項関係）

財産処分承認申請書

番 ○○号

令和○年○月○日

群馬県園芸協会

会長　久保田順一郎　殿

（〇○産地協議会経由）

住 所　○○○

支援対象者名　○○○○

令和○年度果樹経営支援対策事業（及び果樹未収益期間支援事業）により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第３条第１項の規定により、承認申請します。

なお、本申請の承認後、当該承認に係る処分内容と異なる財産処分を行おうとする場合、当該承認に付された条件を満たすことができなくなった場合又は当該財産処分を取りやめることにより補助目的に従った補助対象財産の使用を継続しようとする場合には、速やか に貴職にその旨を報告し、指示に従うことといたします。

記

**１ 処分の理由及び今後の利用方法等**

(1) 処分を行う理由

(2) 今後の利用方法（処分区分）

【注】 今後の利用方法など、具体的に記述すること。

**２ 処分の対象財産**

(1) 財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量

(2) 事業費、補助金額、補助率

(3) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数

(4) 現況図面又は写真（添付）

**３ 処分予定年月日**

**４ その他参考資料**

(注１) 財産処分により収益が見込まれる場合には、収益の内容がわかる資料を添付すること。

(注２) 処分区分の欄に掲げる「目的外使用」、「補助目的に従った補助対象財産の使用を中止する場合」で、損失補償金

を受ける場合には、次の資料を添付すること。

① 補償契約書等の写し

② 取り壊し等の工事概要、事業費（予定）

(注３) 処分区分の欄に掲げる「譲渡」のうち「有償」又は「貸付け」のうち「長期間（１年以上）の貸付け」で、備考欄

を適用する場合には、次のうち該当する資料を添付すること。

（法人化に伴う場合）

① 法人化に係る計画書

② 新設法人への財産処分（承継）計画書

③ 発起人名簿又は定款案（新設法人の組合員、社員又は役員であることが確認できるもの）

（収益力向上を図る場合）

① 事業計画書（収支計画の対比ができるもの）

② 株主構成表（株主の保有率が確認できるもの）

なお、上記の他、農林水産大臣が、議決権を確認できる資料を求めることがある。

(注４) 漁港漁場整備法第37条の２の貸付けの場合には、貸付契約締結後、貸付契約書を提出すること。

(注５) 処分区分の欄に掲げる「担保」で、補助目的の遂行上必要な融資を受ける場合には、資金の使途、決算の状況、

資金繰りの状況、収支計画及び返済計画について確認できる資料を添付すること。